

# 第 I 部 序 論

第 1 章 計画策定の趣旨

第 2 章 計画の枠組み

第 3 章 計画の運用

# 第1章 計画策定の趣旨

## 第1節 背景

江南市では、平成20年3月に平成29年度を目標年度とする第5次総合計画としての位置づけをもつ「江南市戦略計画」（以下、「戦略計画」という。）を策定し、「豊かで暮らしやすい生活都市」の実現に向けて、まちづくりを進めてきました。

この間、少子高齢化を始めとする人口減少社会への転換が現実的なものとなり、地域の人口減少や人口構造の変化に伴い、地域経済の低迷や財政状況への影響など新たな懸念が生じています。さらに、平成23年に発生した東日本大震災や各地で発生する自然災害への対応も重要な課題となっており、まちづくりを取り巻く状況に厳しさと即応性が求められています。

さらに、人口減少社会に対応するために、本格的な取り組みが地方創生<sup>注1</sup>という形で国を挙げて始まっており、江南市でも平成27年度に「江南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）を策定し、人口減少社会への対応を進めているところです。

一方、平成23年の地方自治法の改正により、市町村における基本構想策定の義務づけが廃止されました。しかし、市民と行政とのパートナーシップによるまちづくり<sup>注2</sup>を前提に、市民参加を着実に推進するために、市町村が取り組むまちづくりの指針を示し、市民と共有することが重要です。そのため、改めて総合計画の位置づけを見直し、市町村が自らの責任と判断の下に、真に必要なかつ有効な総合計画の策定とその運用の仕組みを確立し、これを市民にわかりやすく示すことが必要となっています。

このような状況を受け、江南市の総合計画は、法的義務づけによる計画から市民本位の計画へ転換し、江南市の自主的な取り組みとしての総合計画に生まれ変わることが求められます。そのため、江南市がめざす将来像の実現に向けて、平成30年度からの市民と行政がともに取り組むための具体策を示した新たな総合計画として「第6次江南市総合計画」（以下、「第6次総合計画」という。）を策定するものです。

## 第2節 意義

超高齢社会<sup>注3</sup>の急速な進展が見込まれる中、地域構造や市民ニーズが大きく変化することが予想され、「第6次総合計画」においては、将来的な人口減少の影響を最小限に抑えつつ、市民が住み続けられる江南市として選ばれ続けるための施策展開が必要であり、「総合戦略」における人口減少抑制策の着実な実施とあわせて、社会情勢の変化に対応した、柔軟な施策の展開を図れる計画とすることが必要です。

また、人口減少に対応して、各地域の実情に即した適切な土地利用の展開を図りつつ、市民ニーズや財政状況に応じた市民サービスを的確に提供するために、あるべき地域構造を踏まえることが必要であり、都市機能の集約化や利便性を確保するための交通ネットワークの確保が必要です。

注1 地方創生：東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策。平成26年9月3日の第2次安倍改組内閣発足時の総理大臣記者会見で発表された。

注2 市民と行政とのパートナーシップによるまちづくり：市民・行政・企業・NPOなどが協働・連携してまちづくりに取り組むこと。

注3 超高齢社会：高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）が21%を超えた社会。高齢化率が7%を超え14%までを“高齢化社会”、14%を超え21%までを“高齢社会”という。

一方、行政運営におけるマネジメントの考え方の導入は重要であり、今後も行政経営による的確な施策実施をめざした、効率的・効果的な施策展開を実現することが必要です。

以上から、「第6次総合計画」は、人口減少社会を前提とし、「総合戦略」における人口減少抑制策の実施を基本に、戦略的な施策実施により地域の魅力向上を図り、江南市が持続的に発展していくための地域社会の実現を、市民と行政が協働でめざすための計画とします。

## 第2章 計画の枠組み

### 第1節 位置づけ

「第6次総合計画」は、江南市の将来像を実現するための、市民と行政の“総合的かつ計画的なまちづくりの指針”として、市の最上位計画に位置づけられます。

また、「基本構想」は、市民と行政がともにめざすまちづくりの根幹となる構想である市民計画として位置づけ、「江南市市民自治によるまちづくり基本条例」<sup>注4</sup>に策定根拠を定義づけています。

### 第2節 計画の構成

計画の構成は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造とします。

「基本構想」は、江南市がめざす姿を明示し、市民と行政が共有してまちづくりに取り組んでいくための基本的な考え方・目標を示した市民計画として位置づけるものです。

「基本計画」は、「基本構想」の実現に向けて、具体的な施策や事業を展開するための計画であり、行政の各組織が取り組むべき施策を示した分野別計画で、行政計画として位置づけるものです。また、分野別計画の中から市長が強く推進する取り組みを集約して表記した「市長の戦略政策」も基本計画に含みます。

特に、分野別計画については、「市長の戦略政策」との対応関係を明確にするとともに、市民意向調査などにより市民が考える重要度、施策に対する達成度や満足度から、施策の優先度を客観的に表示し、施策の選択と集中を図るものとします。

「実施計画」は、「基本計画」における政策（施策）を実現するための各種事業の実施計画であり、各分野別計画で立てた成果目標の実現に向けた行政計画として位置づけるものです。

「第6次総合計画」の計画期間は、「基本構想」を平成30年度～平成39年度の10年間、「基本計画」を前期6年・後期4年とし、基本的に市長改選年度に基本計画の改訂を行うこととします。「実施計画」は、3年間の計画とした上で、計画マネジメントの観点から、見直しなどへの迅速な対応を想定し、毎年、次年度以降の3年間で計画することとします。

注4 江南市市民自治によるまちづくり基本条例：江南市におけるまちづくりの基本理念や、まちづくりの担い手の権利・責務や役割など、さらには市政運営の仕組みなどを定めた条例であり、平成23年4月1日に施行。



## 2 市民参加により策定される計画

地方自治法の改正により基本構想の策定の義務づけはなくなりましたが、市の将来のまちづくりについて、市民本位の計画とし、行政運営自体が恣意的で計画性のないものとならないように、多様な手法により市民参加を図り策定することが必要です。

また、市民参加による策定過程において、市民と行政それぞれの役割を認識し、行政として取り組むべき施策・事業を整理し、広く市民にわかりやすい計画として示していくことが必要です。

そのため、以下に示す計画策定段階における市民参加を通じて、様々な市民の意見を反映し、市民が自らの役割を認識し、行政と共有し合える計画とします。

### ◆「第6次総合計画」策定の際の市民参加手法◆

- ①審議会の設置（有識者などによる諮問・答申）
- ②市民会議の設置（公募市民と市職員による協働）
- ③意向把握の実施（一般市民、若い世代など）
- ④住民説明会の開催
- ⑤パブリックコメント<sup>注1</sup>の実施

## 第3章 計画の運用

### 第1節 運用の考え方

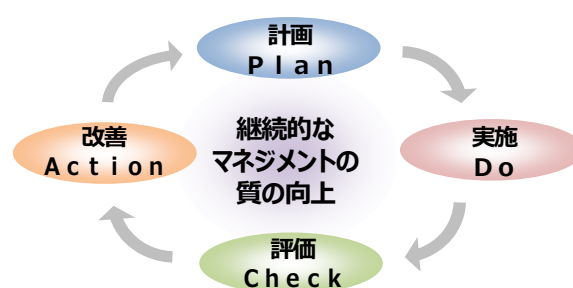
「戦略計画」から導入した行政マネジメントの手法は、一定の成果があり、施策などの進捗管理の上でも、今後も継続していくことが必要です。

「第6次総合計画」ではマネジメントの効率化を図り、評価対象事業は、政策（施策）の目標に対して関連性が強く、実施効果の高い重要な事業を重点的に管理します。また、結果としての数値管理だけでなく、取り組み状況が市民にわかりやすい計画とすることをめざします。

### 第2節 進行管理の方法

「第6次総合計画」の進行管理は、PDCAサイクル<sup>注2</sup>に沿って、定期的な「成果測定（評価）」と継続的な「改善」を通じて実施します。

#### 【PDCAサイクルのイメージ】

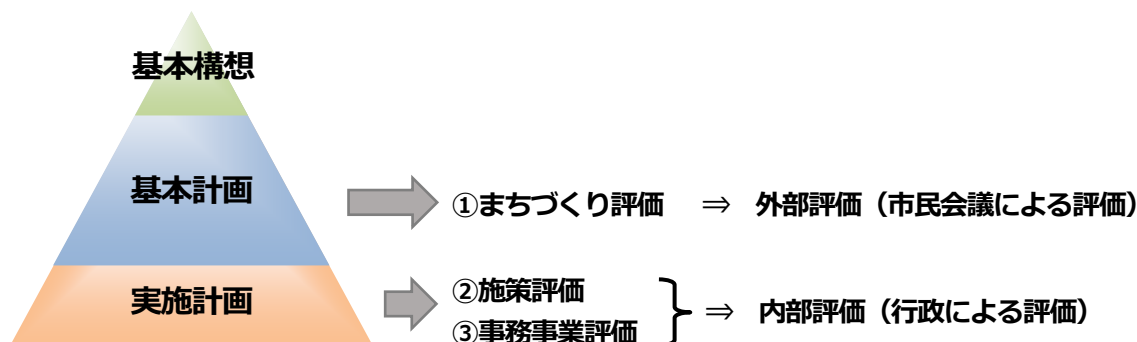


注1 パブリックコメント：市が計画や案例などを策定したり変更したりするときに、その内容を案の段階で公表し、案に対する意見や提案、要望を広く市民の皆さんから募集する手続きのこと。

注2 PDCAサイクル：計画を立て【Plan】、それを実施し【Do】、その成果を測定（評価）して【Check】、その結果を踏まえて改善活動を行う【Action】、組織運営や業務遂行の一連の流れの繰り返しにより、継続的にマネジメントの質を高めることをめざすもの。

## 第6次江南市総合計画

進行管理における行政評価<sup>注1</sup>は、次の3つの階層において、実施します。



### ①まちづくり評価【市民と行政が推進するまちづくりの進行管理】

まちづくりの進行管理は、「第6次総合計画」の「基本計画」に掲げた各分野の成果目標について、その達成度を明らかにすることにより、成果の発現状況を確認し、今後の改善方策を検討します。

「基本計画」の成果目標は、行政計画としての目標ですが、市民計画である「基本構想」の実現に向けたプロセスであることから、市民会議を設置し、分野別計画の優先度に応じた検討と達成状況の確認を行い、その結果について、必要に応じて意見書を提示します。意見書対応については、短期的には「実施計画」への反映、中期的には次期の「基本計画」の見直しへと反映させます。また、進行管理の結果については、広く地域の構成員が共有できるよう、報告書として取りまとめます。

### ②施策評価【行政が推進する施策の進行管理】

行政が推進する施策の進行管理は、「第6次総合計画」の各施策の成果目標について、その達成度を明らかにすることにより、取り組み状況を確認し、今後の改善方策を検討します。

各施策の推進責任を負う行政の各組織（部と課）が、責任をもって取り組み状況と目標達成状況を確認し、その結果については、短期的には次年度の組織運営や施策展開、「実施計画」への反映、中期的には次期の「基本計画」の見直しへと反映させます。また、進行管理の結果については、市民への説明責任を果たすという観点から、広く公表していきます。

### ③事務事業評価【行政が実施する事務事業の進行管理】

行政が実施する事務事業の進行管理は、「第6次総合計画」の政策（施策）の目標に対して関連性が強く、実施効果の高い重要な事業について、その取り組み状況を明らかにすることにより、今後の改善方策を検討します。

各事務事業の推進責任を負う行政の各組織が、責任をもって取り組み状況と目標達成状況を確認し、その結果については、短期的には次年度の事業展開や予算編成へ、中期的には次期の「基本計画」の見直しへと反映させます。また、進行管理の結果については、市民への説明責任を果たすという観点から、広く公表していきます。

注1 行政評価：市で実施している施策や事務事業について、その成果目標の達成状況を把握し、業務の改善、今後の施策の展開に向けての意思決定に活かすもの。